

滋賀県人権施策推進審議会からの主な意見等とそれらを踏まえた修正について

No.	素案への御意見			修正案
	頁	行	御意見等（要約）	
第3章 人権施策の推進				
I 基本施策の推進				
I-1 人権意識の高揚－教育・啓発				
1	11	18	人権に関する様々な資料では「差別・偏見」と「偏見・差別」が適宜使い分けられているが、国の「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」では、「偏見・差別」という順序になっている。それは、偏見があるから差別が生じるからであり、常にその順序である必要はないが、留意してもらいたい。	ご意見を踏まえ、該当箇所の表記を以下のとおり修正します。 【修正前】 「正しい知識があれば、 差別 や 偏見 を防止することができる～ 【修正後】 「正しい知識があれば、 偏見 や 差別 を防止することができる～ ※同じ表記（「差別や偏見」）を使用している以下の箇所についても、同様の修正を行います。 <修正対象箇所> ・P35（8行目） ・P36（4行目） ・P42（39行目） ・P43（24行目）
II 分野別施策の推進				
2	16	9～11	「分野別施策の推進」の説明で一言触れていたいただきたいのは、複合的差別の問題である。例えば、女性で障害のある方には複合的差別が生じ得るし、アイヌの人々に対するヘイトスピーチがインターネット上で行われるといった場合にも、複合的差別が生じることになる。個別の項目の中で設ける必要はないが、「分野別施策の推進」の説明文において、こうした複合的差別への言及があった方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ、該当箇所を以下のとおり修正します。 【修正前】 分野別施策の推進にあたっては、人権施策基本方針や本計画の趣旨を踏まえ、各分野の個別計画等に基づき推進本部を設置するなど、関係機関の連携のもとに施策の推進を図ります。 【修正後】 分野別施策の推進にあたっては、人権施策基本方針や本計画の趣旨を踏まえ、各分野の個別計画等に基づき推進本部を設置するなど、関係機関の連携のもとに施策の推進を図ります。 なお、「障害のある女性」や「高齢の外国人」など、複数の属性がある人は、そのことによって、より深刻な人権侵害を受けることがあります。そのため、こうした複合的差別の存在にも配慮しながら、効果的な取組が実施できるよう努めます。
II-4 障害者				
3	25	34～39	「4 障害者」の「現状と課題」について、障害者差別解消法に触れられているが、障害者権利条約についてもどこかで触れた方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ、該当箇所を以下のとおり修正します。 【修正前】 ～それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へ向けては、まだ多くの課題が残されています。 平成28年（2016年）4月には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。 【修正後】 ～それぞれの人が望む暮らしを実現できる社会へ向けては、まだ多くの課題が残されています。 平成18年（2006年）には、障害者の人権および基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が国連総会で採択され、わが国でも平成26年（2014年）1月に同条約が批准されました。また、平成28年（2016年）4月には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

No.	素案への御意見			修正案
	頁	行	御意見等(要約)	
4	25	29~33	障害のある人の人数について、発達障害のある人については触れられていないが、その人数はどこに含まれているのか。	ご意見を踏まえ、該当箇所を以下のとおり修正します。 【修正前】 滋賀県の令和4年度(2022年度)における障害のある人の人数(手帳所持者)は、身体障害者52,601人、知的障害者16,107人、精神障害者13,399人と、いずれも増加傾向にあります。 【修正後】 滋賀県の令和4年度(2022年度)における障害のある人の人数(手帳所持者)は、身体障害者52,601人、知的障害者16,107人、精神障害者13,399人と、いずれも増加傾向にあります。 <u>また、厚生労働省が平成28年(2016年)に行った調査では、全国の発達障害のある人の人数は約48万1千人と推計されており、県内においても、決して少なくない発達障害のある人が生活されていると考えられます。</u> ※上記「修正後」の発達障害のある人の推計人数については、厚生労働省から最新の数値が公表された場合、その数値に置き換えます。
5	25	34~39	「合理的配慮」について触れられているが、令和6年4月から改正障害者差別解消法が施行され、事業者に対しても合理的配慮の提供が義務付けられるため、このことも書いておく必要があるのではないかと。	ご意見を踏まえ、巻末(56ページ)の「合理的配慮」に関する用語解説を以下のとおり修正します。 【修正前】 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組のこと(取組の実施に伴う負担が過重になるものは除く)。 【修正後】 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて行う社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組のこと(取組の実施に伴う負担が過重になるものは除く)。 <u>平成28年(2016年)4月に施行された「障害を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)」では、行政機関等には合理的配慮の提供が義務付けられたのに対し、民間事業者は努力義務とされていたが、令和3年(2021年)6月の同法の改正により、令和6年(2024年)4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられた。</u>
II-6 外国人				
6	32	16~20	国の方針や法改正の情報が書かれているが、外国人材の受入れに関する法令は刻々と変化し続けている。例えば、令和4年6月には省庁を超えた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が閣議決定されており、その中で「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」として方針が示されているので、そうした最新の情報を記載してはどうか。	ご意見を踏まえ、該当箇所を以下のとおり修正します。 【修正前】 国においては、平成30年(2018年)6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」において、深刻な人手不足を背景に、外国人材の受入れを拡大する方針が示されました。これを受け、平成31年(2019年)4月には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、 <u>新たに創設された在留資格「特定技能」による外国人の受入れが開始されました。</u> 【修正後】 国においては、平成30年(2018年)6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」において、深刻な人手不足を背景に、外国人材の受入れを拡大する方針が示されました。これを受け、平成31年(2019年)4月には「出入国管理及び難民認定法」が改正され、 <u>在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始されました。その一方、平成30年(2018年)12月には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が、また、令和4年(2022年)6月には「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定され、共生社会の実現に向けた環境整備の一層の推進が図られています。</u>

No.	素案への御意見			修正案
	頁	行	御意見等（要約）	
7	33	12～17	<p>「③災害時への対応」で重要になるのは、インバウンドの外国人観光客への対応である。避難場所の誘導等、外国人観光客がたまたま県内で災害に遭遇した場合にどのようにして適切に対応するのかといったことについても、県として常に把握して留意しなければならないと思うので、その辺りも含めて記載を検討いただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 外国人県民等に対して、「自助」に加え、「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供、防災訓練への参加を促進します。 また、関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人県民等への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。</p> <p>【修正後】 外国人県民等に対して、「自助」に加え、「共助」の担い手の視点も踏まえ、防災教育・訓練や防災情報の提供、防災訓練への参加を促進します。 また、関係機関とのネットワークを構築し、災害時の外国人県民等への支援体制の整備を促進するとともに、災害時外国人サポーター養成講座を開催するなど人材育成を行います。</p> <p>さらに、災害時など緊急時において、外国人県民等や外国からの観光客へ効果的な対応ができるよう、地域防災計画にこれらに係る対策について定めるとともに、計画に基づく支援対策を実施します。</p>
II-7 患者				
8	34	26～32	<p>「現状と課題」の内容が在宅医療に特化して記載されているように感じられる。在宅医療ももちろん重要であるが、高齢者施設にいらっしゃる方のことも考えて記載した方がよいのではないかと。</p>	<p>ご意見を踏まえ、該当箇所を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 このような状況の中、在宅医療に関わる機関数、従事者数が増加し、医師・歯科医師・歯科衛生士・看護師・薬剤師・リハビリテーション専門職・管理栄養士のいずれの職種も訪問を受ける方の増加がみられ、在宅医療ニーズへの対応に係る体制が進みつつあります。今後、さらなる高齢化の進展に伴い、医療的管理を要する在宅療養者の増加がみられる中で、増大かつ多様化する在宅医療ニーズに対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と福祉が一体となり生活を支える仕組みが必要となります。</p> <p>【修正後】 また、入院患者・外来患者のいずれも、年齢層が上がるほど受診率が高まる傾向にあり、今後、高齢者が増加する中で、ますます医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう医療と福祉が一体となり、生活を支える仕組みが必要です。</p>

No.	素案への御意見			修正案
	頁	行	御意見等（要約）	
II-15 災害発生時の人権問題				
9	45	13~39	<p>「15 災害発生時の人権問題」の内容を見ると、東日本大震災での人権侵害の事例には触れられているが、今回の能登半島地震で見られた事例も記載しておくべきではないか。報道等によると、特にインターネット上でひどい人権侵害の事例が見受けられるので、その辺りのことも記載してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、該当箇所の「現状と課題」および「具体的施策」をそれぞれ以下のとおり修正します。</p> <p><現状と課題> 【修正前】 平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故では、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になったほか、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。</p> <p>【修正後】 平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災および原子力発電所の事故では、避難生活を強いられた高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮が欠けていたことが問題になったほか、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的言動等も発生しました。また、令和6年（2024年）1月に発生した能登半島地震では、SNS上において、災害に便乗した偽情報の流布や、悪質なデマの拡散等が見られました。</p> <p><具体的施策> 【修正前】 避難情報等を要配慮者が的確に受け取れるよう、情報発信の充実に努めるとともに、多言語版の啓発資料の作成配布、防災教育、防災訓練等を通じて、外国人県民等に対する防災知識の普及に努めます。</p> <p>【修正後】 避難情報等を要配慮者が的確に受け取れるよう、情報発信の充実に努めるとともに、多言語版の啓発資料の作成配布、防災教育、防災訓練等を通じて、外国人県民等に対する防災知識の普及に努めます。 また、災害発生時におけるSNS上での偽情報の流布や悪質なデマの拡散等の防止を図るため、教育・啓発の取組を推進するとともに、特に悪質なものに対しては、法的措置をはじめとする実効性のある対策を早急に講じるよう、国に要望していきます。</p>